

国立大学法人横浜国立大学研究支援員の取扱要項

(目的)

第1 この要項は、出産や育児、介護などを行う女性研究者などの研究時間の確保と研究活動の促進を図るための支援をする「国立大学法人横浜国立大学研究支援員」について必要な事項を定める。

(名称)

第2 第1に定める研究支援を行う者の名称は、研究支援員とする。

(職務内容)

第3 研究支援員は、研究活動を行う時間の確保が困難な研究者のもとで、データ入力、資料の作成・整理、文献の検索・整理、実験補助など、研究者の研究支援となる補助業務を行う。

(支援を受ける教員の資格)

第4 支援を受けられる教員は、本学に常勤で雇用され、研究活動を行っている女性研究者、または男性研究者のうち、以下の理由により研究時間を十分に確保できない者とする。

- (1) 本人または配偶者が妊娠中である
- (2) 小学校6年生までの子を養育している
- (3) 要支援または要介護の認定を受けている家族の介護をしている
- (4) 病気（難病、重病、障害など）の家族を看護している

(研究支援員の対象者)

第5 研究支援員となることができる者は、原則として、女子学生で、本学の大学院生（および学部生）、または申請者が推薦する学外の者（以下「学生等」という。）とする。

(身分)

第6 研究支援員は、国立大学法人横浜国立大学非常勤職員就業規則（以下「非常勤職員就業規則」という。）に規定する非常勤職員（技術補佐員）とする。

(雇用期間、勤務時間等)

第7 研究支援員の就業に関しては、非常勤職員就業規則に定めるもののほか次のとおりとする。

- (1) 雇用期間は、春学期または秋学期の6ヶ月以内とする。
- (2) 勤務時間は、週20時間未満とする。

(給与等)

第8 研究支援員の給与等は、国立大学法人横浜国立大学非常勤職員給与規則の定めによるものとする。

(採用手続き)

第9 研究支援員は、横浜国立大学男女共同参画推進センター（以下「センター」という。）が設置するサポーターバンクに登録した者のなかから採用するものとする。

2 支援を受ける研究者から研究支援員となることを推薦された学生等は、サポーターバンクに登録したうえで、採用のための申請手続きを行うものとする。

(選考等)

第10 研究支援員は、センター内に設置する選考委員会で書類審査のうえ、決定する。

- 2 延長を希望する場合も募集要項に従って再申請をし、他の者と等しく選考を行うものとする。
- 3 選考の結果は、センター長が研究支援を受ける研究者および研究支援員を配置する部局長等に通知する。

(勤務状況報告)

第 11 研究支援員の勤務状況は、支援を受ける研究者が把握するとともに、出勤簿により当該月の勤務状況を、センターへ報告するものとする。

(実績報告書)

第 12 研究支援員が配置された研究者は、雇用終了後、速やかに実績報告書をセンター長に提出するものとする。

(雑則)

第 13 この要項に定めるもののほか、研究支援員の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要項は、平成 25 年 7 月 12 日から実施する。

附則

この要項は、平成 27 年 6 月 11 日から施行する。